

# 春日部市総合評価方式（自己採点型）試行要領

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、春日部市総合評価方式の発注において、「入札書」に加えて入札参加者が提出する「総合評価自己採点申請書」により落札者を決定する方式(以下「自己採点型」という。)を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価方式（簡易型）の案件については、原則「自己採点型」により入札を行う。

## 第2章 入札に関する事項

（総合評価自己採点申請書の提出）

第3条 「総合評価自己採点申請書」は、原則として電子入札システムにより提出する。

（落札候補者の決定）

第4条 発注者は、「入札金額」と「総合評価自己採点」により評価値を算出して落札候補者を決定する。

（技術資料等の提出）

第5条 発注者は、落札候補者に対して、「入札参加資格等確認書類」及び「総合評価の技術資料」の提出を求める。

（落札者の決定）

第6条 発注者は、「入札参加資格等確認書類」の審査及び「総合評価の技術資料」の評価により落札者を決定する。なお、「総合評価の技術資料」の評価により、落札候補者の自己採点に誤りがあり評価値の順位に変動が生じた場合は、新たな落札候補者から「入札参加資格等確認書類」及び「総合評価の技術資料」の提出を求め、審査及び評価を繰り返す。

（評価の基準）

第7条 発注者は、入札参加者が「総合評価自己採点申請書」により行った各項目の自己採点を超える評価は行わない。

## 附則

（施行期日）

この要領は、平成30年1月1日から施行する。